

## 大分市佐賀関の大規模火災からの復旧・復興に向けた支援を求める意見書

令和七年十一月十八日の夕刻、大分市佐賀関において発生した大規模火災により、お一人の尊い命が失われ、住宅など約百七十棟が延焼する極めて甚大な被害が生じ、未だ鎮火に至つておらず、多くの住民が避難を余儀なくされている。

被災された人は、住み慣れた家や日常生活を失い、気持ちの整理で難しかった状況におよぶ。また、被災地域は、高齢者が多く、これから寒さが厳しい季節を迎える中、長期間に及ぶ避難生活も想定され、心身の変調などが心配される。

本県では、火災の発生を受け、直ちに災害対策本部を設置し、翌日には、災害救助法の適用を決め、自衛隊にも災害派遣を要請するなど、大分市をはじめ関係機関と連携し対応しているところである。

このような中、政府におかれでは、被災者生活再建支援法の適用にあたり、自然災害に該当するものと認めていただいたところだが、一日も早い被災者の救済と被災地域の復旧・復興のため、次の措置を講じるよう強く求める。

す（ノ）ル

三 本火災は、強風により被害が拡大したものであり、過去の大規模火災事例と同様に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、大分市が実施する災害廃棄物処理に対する国の補助金を適用するなど、被災者の生活再建及び今後の復旧・復興が円滑に進むよう、財政上の支援について特段の配慮を行うこと。

四 商工業や観光産業、農林水産業への必要な支援と被災地域の応急対策や復旧・復興対策等を着実に進めるため、本県及び大分市に対して、国庫補助・負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を行うこと。

五、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年十一月十六日

大分県議会議長 嶋

幸

衆參內總財環閣議議  
院院總理大議議  
長長臣臣臣臣大臣  
額賀口市山原まかあ  
福志昌早芳さつ宏二郎  
一郎苗正き高き高郎  
殿殿殿殿殿殿殿殿